

## 平成30年度利用者負担額表（1号認定）

### 【市立幼稚園】

平成30年4月現在

※平成30年度5歳児のうち平成29年度より入園している方は、下の表が適用されます。

階層区分		利用者負担額（月額）
		5歳児
第1階層	生活保護世帯等	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯等	3,000円
第3階層	市町村民税所得割合算額 77,101円未満	10,100円
第4階層	市町村民税所得割合算額 211,201円未満	15,800円
第5階層	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	19,200円

（備考）

◎平成30年度市町村民税が6月以降に決定されることに伴い、平成30年4月分から8月分の利用者負担額は平成29年度市町村民税、平成30年9月分から平成31年3月分の利用者負担額は平成30年度市町村民税によってそれぞれ算定されます。

◎世帯の市町村民税課税状況に応じて利用者負担額が算定されます。なお、住宅借入金やふるさと納税等の特別控除等は、税額控除される前の課税額により算定されます。

◎第2階層で生計を一にする子が2人以上いる場合の利用者負担額は、上の子の年齢に関係なく2人目以降の児童は0円とします。また、第2階層で下の注①、注②のどちらかに該当する世帯の利用者負担額は0円とします。

◎第3階層で生計を一にする子が2人以上いる場合の利用者負担額は、上の子の年齢に関係なく2人目の児童は上の表に記載の額の2分の1、3人目以降の児童については0円とします。また、第3階層で下の注①、注②のどちらかに該当する世帯の利用者負担額は3,000円とし、生計を一にする児童が2人以上いる場合は2人目以降の児童を0円とします。

◎第4階層および第5階層で次の（1）～（3）に該当する子が同一世帯に2人以上いる場合の利用者負担額は、2人目の児童を上表に記載の額の2分の1、3人目以降の児童を0円とします。

- （1）認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に通い、在学し、もしくは在籍する小学校就学前子ども
- （2）児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- （3）小学校1年生から小学校3年生までに在学する子ども

注①「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定されている「母子家庭等」のこと。

注②「在宅障害者(児)のいる世帯」…下記ア～オのいずれかに該当する者のいる世帯。

ア身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者(児)

イ療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者(児)

ウ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)

エ特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者